

岩手県告示第64号

母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第5項の規定により、養育医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年1月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

薬局の名称	所在地	指定年月日
有限会社クリス薬局	下閉伊郡山田町船越第5地割9番地3	平成24年1月4日